

実務対応報告公開草案第 24 号

投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い（案）

平成 18 年 6 月 6 日
企業会計基準委員会

目 的

企業会計審議会から平成 9 年 6 月に公表された「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」及び「連結財務諸表原則」（以下「連結原則」という。）では、子会社及び関連会社の判定基準として支配力基準及び影響力基準を導入している。また、平成 10 年 10 月に公表された「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」（以下「子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」という。）一及び二では、その範囲を会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国の法令に準拠して設立されたものを含む。）としている。

このため、投資事業組合が、連結や持分法の対象とすべき子会社又は関連会社の範囲に含まれる場合があることは明らかであり、連結原則及び子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱いに従い、会社と同様に、支配力基準及び影響力基準を適用することとなる¹。しかしながら、近時、投資事業組合に係る不適切な会計処理が指摘されており、その適用に関する取扱いをより明確にすることが必要ではないかという意見があることから、本実務対応報告では、投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用について、実務上の取扱いを示すこととした。

会計処理

投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準を適用するにあたっての考え方

投資事業組合に対しても、会社と同様に、支配力基準及び影響力基準を適用するが、投資事業組合の場合には、株式会社のように出資者が業務執行者を選任するのではなく、出資者が業務執行の決定（財務及び営業又は事業の方針の決定）を直接行うため、議決権に代えて、基本的には業務執行権によって、当該投資事業組合に対する支配力又は影響力を判断することが適当である（Q1 の A の 2 参照）。

もっとも、出資者が投資事業組合の業務執行権を有していない場合であっても、当該出資

¹ この点については、例えば、日本公認会計士協会 監査委員会「連結財務諸表における子会社等の範囲の決定に関する Q & A」（最終改正 平成 14 年 7 月 3 日）Q12 及び会計制度委員会「金融商品会計に関する Q & A」（最終改正 平成 18 年 4 月 27 日）Q71 参照。

者からの出資額や資金調達額の状況や、投資事業から生ずる利益又は損失の享受又は負担の状況等によっては、当該投資事業組合は当該出資者の子会社に該当するものとして取り扱われることがあることに留意する必要がある（Q1のAの2(3)及び3 参照）。

投資事業組合に対する支配力基準の適用

Q1 子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 一では、連結財務諸表上、会社と同様に、組合も支配力基準により子会社と判定される。当該支配力基準は、投資事業組合に対して、具体的にどのように適用されるか。

A 投資事業組合は、一般に、投資事業有限責任組合契約に関する法律（以下「投資事業有限責任組合法」という。）による投資事業有限責任組合や、民法上の任意組合（民法第 667 条以下）、商法上の匿名組合（商法第 535 条以下）として組成されており、組合員が投資育成や企業再生支援など様々な投資事業を行っている場合が多い。

1 連結原則及び子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱いの定め

連結原則 第三 一 2 並びに子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 一 1 及び 3 では、他の会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配していることとは、原則として次の場合をいうものとしている。

- (1) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合
- (2) 他の会社等の議決権の 100 分の 40 以上、100 分の 50 以下を自己の計算において所有している会社であって、かつ、当該他の会社等の意思決定機関を支配している一定の事実が認められる場合
- (3) 自己の計算において所有している議決権と、緊密な者（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者）及び同意している者（自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者）が所有している議決権とを合わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めている場合であって、かつ、当該他の会社等の意思決定機関を支配している一定の事実が認められる場合

2 投資事業組合における具体的な適用

投資事業組合の場合には、株式会社のように出資者が業務執行者を選任するのではなく、業務執行の決定、すなわち、財務及び営業又は事業の方針の決定は出資者（営業者を含む。）が直接行う。具体的には、投資事業有限責任組合として組成される場合、業務執行の決定は、無限責任組合員が行い（投資事業有限責任組合法第 7 条第 1 項）

無限責任組合員が複数いる場合には、その過半数をもって行われる（投資事業有限責任組合法第7条第2項）。また、投資事業組合が、民法上の任意組合として組成される場合、業務執行の決定は、出資者である組合員の過半数をもって行われる（民法第670条第1項）が、組合契約で業務執行組合員を定めた場合には、当該業務執行組合員の過半数をもって行われ（民法第670条第2項）商法上の匿名組合として組成される場合、業務執行は営業者によって行われる（商法第536条第3項）。

したがって、投資事業組合を支配していることとは、出資者（営業者を含む。以下同じ。）が当該投資事業組合の財務及び営業又は事業の方針を決定できる場合をいい、次の場合には、当該投資事業組合の財務及び営業又は事業の方針を決定できないことが明らかであると認められる場合（Q2参照）を除き、当該投資事業組合は子会社に該当する。

- (1) 当該投資事業組合の業務執行権（財務及び営業又は事業の方針を決定する権利）全体のうち、その過半の割合を自己（自己の子会社²を含む。以下同じ。）の計算において有している場合

例えば、ある会社の複数の連結会社が同一の投資事業組合に出資する場合（Q3参照）や、自らの名義による組合への出資に加え、組合への出資の名義が当該会社以外の者となっても当該会社が自己の計算で業務執行権を有しているときにおいて、当該投資事業組合の業務執行権の過半の割合を有している場合が該当する。また、組合契約で定めたそれぞれの業務執行組合員の業務執行権の割合により、当該会社が当該投資事業組合の業務執行権の過半の割合を有している場合も該当する。

- (2) 当該投資事業組合の業務執行権全体のうち、その100分の40以上、100分の50以下を自己の計算において有している場合であって、かつ、次のいずれかの要件に該当する場合

自己の計算において有している業務執行権と緊密な者及び同意している者が有している業務執行権とを合わせて、当該投資事業組合の業務執行権の過半の割合を占めていること。

ここで、「緊密な者」とは、自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、自己の意思と同一の内容の業務執行権を行使すると認められる者をいう。緊密な関係の有無については、両者の関係に至った経緯、両者の関係状況の内容、過去の業務執行権の行使の状況、自己の商号との類似性

² 子会社には、会社のみならず、組合その他これらに準ずる事業体（外国の法令に準拠して設立されたものを含む。）も該当する（子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い－1）。また、親会社及び子会社又は子会社が、他の会社等を支配している場合における当該他の会社等（いわゆる孫会社）も、その子会社とみなされる（子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い－2及び本実務対応報告Q3参照）。

等を踏まえ、実質的に判断する³。さらに、緊密な者には、これまで自己と関係がない場合でも、自己と投資事業組合、緊密な者に該当すると考えられる者との関係状況からみて、自己の意思と同一の内容の業務執行権を行使すると認められる者を含み、また、会社等の事業体以外に、出資者である会社の役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者など、当該出資者である会社の意向に沿って当該投資事業組合の業務執行権を行使すると認められる個人を含むことに留意する必要がある。

また、「同意している者」とは、自己の意思と同一の内容の業務執行権を行使することに同意していると認められる者（個人を含む。）をいう。

当該投資事業組合の重要な財務及び営業又は事業の方針決定を支配する契約等が存在すること。なお、例えば、単なる事務管理契約など、当該契約の終了によっても当該投資事業組合による投資事業の継続に重要な影響を及ぼすこととならない契約等は、これに該当しない。

当該投資事業組合の資金調達額（貸借対照表の負債に計上されているもの）の総額の概ね過半について融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。）を行っていること（緊密な者が行う融資を合わせて資金調達額の総額の概ね過半となる場合を含む。）。

当該投資事業組合の資金調達額（貸借対照表の負債に計上されているものに限らない。）の総額の概ね過半について融資及び出資を行っていること（緊密な者が行う融資及び出資を合わせて資金調達額の総額の概ね過半となる場合を含む。）。

当該投資事業組合の投資事業から生ずる利益又は損失の概ね過半について享受又は負担することとなっていること（緊密な者が享受又は負担する額を合わせて利益又は損失の概ね過半となる場合を含む。）。

その他当該投資事業組合の業務執行の決定、すなわち、財務及び営業又は事業の方針の決定を左右すると推測される事実が存在すること。

- (3) 自己の計算において有している当該投資事業組合の業務執行権（当該業務執行権を有していない場合を含む。）と、緊密な者及び同意している者が有している業務執行権とを合わせて、当該投資事業組合の業務執行権の過半の割合を占めているときであって、かつ、上記(2)の から までのいずれかの要件に該当する場合このため、出資者が当該投資事業組合の業務執行権を有していない場合であっても、緊密な者及び同意している者が有している業務執行権が、当該投資事業組合の業務執行権の過半の割合を占め、かつ、当該出資者が、緊密な者と合わせて、当該投資事業

³ この点については、日本公認会計士協会 監査委員会報告第 60 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」（最終改正 平成 14 年 4 月 16 日）や、監査委員会「連結財務諸表における子会社等の範囲の決定に関する Q & A」（最終改正 平成 14 年 7 月 3 日）も参照のこと。

組合の資金調達額の総額の概ね過半について融資及び出資を行っている場合（上記(3)と(2)の場合）や当該投資事業組合の投資事業から生ずる利益又は損失の概ね過半について享受又は負担することとなっている場合（上記(3)と(2)の場合）等には、通常、当該投資事業組合は子会社に該当することとなる。

3 投資事業組合に対する支配力基準の適用にあたっての留意事項

実務上、投資事業組合に対する支配力基準の適用にあたっては、次のように取り扱われることとなる。

出資者が投資事業組合の業務執行権の100分の40以上を有していない場合でも、出資額（又は資金調達額）の総額の半分以上を超える多くの額を拠出している場合や投資事業から生ずる利益又は損失の半分以上を超える多くの額を享受又は負担する場合等には、業務執行権の過半の割合を有する者が独立して財務及び営業又は事業の方針決定をしているときを除き、通常、当該業務執行権の過半の割合を有する者は当該出資者の緊密な者に該当するため、当該投資事業組合は当該出資者の子会社に該当する。

出資者の子会社に該当しない他の会社や組合、財団法人・社団法人などの公益法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、中間法人などの事業体や個人を介在させている場合であっても、当該投資事業組合の財務及び営業又は事業の方針を決定しているときには、当該投資事業組合は当該出資者の子会社に該当する。

なお、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」第132項において、民法上の任意組合などの組合等への出資については、原則として、組合等の財産の持分相当額を出資金（証券取引法第2条第2項に基づいて有価証券とみなされるものについては有価証券）として計上し、組合等の営業により獲得した損益の持分相当額を、有限責任の範囲内で、当期の損益として計上することになるとされている。このため、投資事業組合については、当該組合の財務諸表に基づいて、当該組合に対する出資等に対応する数値が個別財務諸表に反映されていても、このことと子会社に該当し連結の範囲に含まれることとは別個に判断すべきであり、子会社に該当するか否かは、あくまでも支配力基準によって判定することに留意する必要がある（日本公認会計士協会 監査委員会「連結財務諸表における子会社等の範囲の決定に関するQ & A」Q12参照）。

Q2 連結財務諸表上、投資事業組合に対して支配力基準を適用するにあたり、当該投資事業組合を支配していることに該当する要件のいずれかを満たしていても、当該投資事業組合の財務及び営業又は事業の方針を決定できないことが明らかであると認められる場合とは、どのような場合が該当するか。

A 連結原則 第三 — 2 及び子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い — 3 ただし書きでは、上記Q1のAの1(1)から(3)のいずれかの場合であっても、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる会社等は、子会社に該当しないものとしている。

他の会社等の意思決定機関を支配していることに該当するか否かの判定に当たっては、複数の会社等（親子関係にある会社等を除く。）が、それぞれ当該他の会社等を支配していることにはならないことから、投資事業組合においても、通常の会社の場合と同様に、例えば、当該投資事業組合の業務執行権の100分の40以上、100分の50以下を自己の計算において有している会社が、当該投資事業組合を支配していることに該当する要件のいずれかを満たしているものの、他に当該投資事業組合の業務執行権の過半の割合を自己の計算において有している組合員が存在し、当該業務執行組合員が独立して方針決定していることが明らかな場合が該当する。

なお、当該投資事業組合の組成が、独立企業要件、契約要件、対価要件及びその他の支配要件のすべてを満たす場合、当該投資事業組合は共同支配企業に該当する（「企業結合に係る会計基準」二 6 及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」第175項）。この場合には、出資者である会社は当該投資事業組合を支配していないため、通常の会社の場合と同様に、当該投資事業組合は出資者である当該会社の子会社には該当しない。

Q3 連結原則 第三 — 3 や子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い — 2 では、親会社及び子会社又は子会社が、他の会社等を支配している場合における当該他の会社等も、また、子会社とみなすものとしている。具体的にどのような場合に、投資事業組合は親会社の子会社とみなされるか。

A 具体的な例として、以下のような場合、投資事業組合は親会社の子会社とみなされる。

(1) 親会社と子会社が一体となって投資事業組合を支配している場合

例えば、親会社と子会社（子会社となる投資事業組合を含む。）の有する業務執行権を合算して投資事業組合の業務執行権の過半の割合を有することとなる場

合（Q1のAの2(1)参照）や、親会社と子会社の有する業務執行権を合算すると投資事業組合の業務執行権の100分の40以上、100分の50以下を有することとなり、かつ、親会社と子会社とを合わせて当該投資事業組合を支配している一定の事実が認められる場合（Q1のAの2(2)参照）が該当する。また、出資者である親会社と子会社が当該投資事業組合の業務執行権を有していない場合であっても、緊密な者及び同意している者が有している業務執行権が、当該投資事業組合の業務執行権の過半の割合を占め、かつ、当該投資事業組合を支配している一定の事実が認められる場合（Q1のAの2(3)参照）が該当する。

(2) 子会社1社で投資事業組合を支配している場合

例えば、子会社が1社で投資事業組合の業務執行権の過半の割合を有している場合や、子会社が1社で投資事業組合の業務執行権の100分の40以上、100分の50以下を有しており、かつ、当該投資事業組合を支配している一定の事実が認められる場合が該当する。また、出資者である子会社が当該投資事業組合の業務執行権を有していない場合であっても、緊密な者及び同意している者が有している業務執行権が、当該投資事業組合の業務執行権の過半の割合を占め、かつ、当該投資事業組合を支配している一定の事実が認められる場合が該当する。

(3) 複数の子会社が一体となって支配している場合

例えば、子会社2社の所有する業務執行権を合算して投資事業組合の業務執行権の過半の割合を有している場合や、子会社2社の所有する業務執行権を合算すると投資事業組合の業務執行権の100分の40以上、100分の50以下を有しており、かつ、子会社2社で合わせて当該投資事業組合を支配している一定の事実が認められる場合が該当する。また、出資者である子会社2社がいずれも当該投資事業組合の業務執行権を有していない場合であっても、緊密な者及び同意している者が有している業務執行権が、当該投資事業組合の業務執行権の過半の割合を占め、かつ、当該投資事業組合を支配している一定の事実が認められる場合が該当する。

Q4 連結原則 第三 - 4(1)では、子会社のうち、支配が一時的であると認められる会社等は、連結の範囲に含めないものとしている。子会社が投資事業組合である場合、具体的にどのような場合が該当するか。

A 日本公認会計士協会 監査委員会報告第60号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」6では、直前連結会計年度において支配に該当しておらず、かつ、翌連結会計年度以降相当の期間にわたって支配に該当しないことが確実に予定されている場合に、支配が一時的であるとして取り扱うものとしている。

このため、具体的には、例えば、直前連結会計年度末において会社が有する投資事業組合の業務執行権が100分の50以下で、かつ、当該投資事業組合を支配している一定の事実がなく支配に該当しない場合において、翌連結会計年度以降その有する業務執行権が相当の期間にわたって100分の50以下であり、かつ、当該投資事業組合を支配している一定の事実がなく支配に該当しないことが確実に予定されている場合は、支配が一時的であると認められる。

Q5 連結原則 第三 ー 4(2)では、子会社のうち、連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある会社等は、連結の範囲に含めないものとしている。子会社が投資事業組合の場合、具体的にどのような場合が該当するか。

A 投資事業組合が子会社に該当しても、連結の範囲に含めることにより、当該投資事業組合（その投資先を含む。）を子会社とする出資者の利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる場合とは、例えば、当該出資者は投資事業組合の業務執行権の過半の割合を自己の計算において有しているものの、当該投資事業組合に対する出資額が少ないときであって、業務執行に係る適正な対価以外に、投資事業組合の投資事業から生ずる損益の大部分が当該出資者に形式的にも実質的にも帰属しないときなど、執行する業務が管理業務に準ずると認められる場合が該当するが、一般には限定的であると考えられる。

投資事業組合に対する影響力基準の適用

Q6 連結財務諸表上、関連会社の判定基準である影響力基準は、投資事業組合に対して、具体的にどのように適用されるか。

A 子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 一及び二により、連結財務諸表上、会社と同様に、組合も持分法の対象とすべき関連会社の範囲に含まれ、投資事業組合についても、影響力基準により関連会社と判定される。

1 連結原則及び子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱いの定め

連結原則 第四 八 2並びに子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 二 1及び2では、子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合とは、原則として次の場合をいうものとしている。

(1) 子会社以外の他の会社等の議決権の100分の20以上を自己の計算において所有している場合

- (2) 子会社以外の他の会社等の議決権の 100 分の 15 以上、100 分の 20 未満を自己の計算において所有している場合であって、かつ、当該子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる一定の事実が認められる場合
- (3) 自己の計算において所有している議決権と、緊密な者（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者）及び同意している者（自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者）が所有している議決権とを合わせて、子会社以外の他の会社等の議決権の 100 分の 20 以上を占めている場合であって、かつ、当該子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる一定の事実が認められる場合

2 投資事業組合における具体的な適用

投資事業組合の場合には、株式会社のように出資者が業務執行者を選任するのではなく、業務執行の決定、すなわち、財務及び営業又は事業の方針の決定は、出資者が直接行い、次の場合には、当該投資事業組合が子会社にあたる場合又は当該投資事業組合の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められる場合⁴を除き、当該投資事業組合は関連会社に該当する。

- (1) 当該投資事業組合の業務執行権の 100 分の 20 以上を自己の計算において有している場合
- (2) 当該投資事業組合の業務執行権の 100 分の 15 以上、100 分の 20 未満を自己の計算において有している場合であって、かつ、次のいずれかの要件に該当する場合

当該投資事業組合の財務及び営業又は事業の方針の決定に重要な影響を与える契約が存在すること。

当該投資事業組合に対して重要な融資（債務の保証及び担保の提供を含む。）又は出資を行っていること。

当該投資事業組合の多くの投資先との間に、重要な投資育成や再生支援等、営業上又は事業上の取引があること。

当該投資事業組合の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。これには、例えば、当該投資事業組合の組成への関与を通じて、その後も重要な影響を与えている場合などを含む。

⁴ この場合でも、個別財務諸表の処理は、そのまま連結財務諸表に取り込むこととなる（「金融商品会計に関する Q & A」Q71 参照）。

- (3) 自己の計算において有している当該投資事業組合の業務執行権(自己の計算において有していない場合を含むが、自己の計算において有している割合が100分の15未満である場合を前提とする。)と緊密な者及び同意している者が有している業務執行権とを合わせて、当該投資事業組合の業務執行権の100分の20以上を占めているときであって、かつ、上記(2)の から までのいずれかの要件に該当する場合

適用時期

本実務対応報告は、公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表及び中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用する。これは、投資事業組合が、連結や持分法の対象とすべき子会社又は関連会社の範囲に含まれるか否かの判定をすべき対象であることは連結原則等において明らかであり、本実務対応報告は、投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用について、原則として実務上の取扱いをより明確にするものであることによる。

以 上